

金沢地方裁判所委員会（第13回）議事概要

1 開催日時

6月22日(月)午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

伊藤数子委員，沖野美智子委員，加藤幸雄委員長，神坂尚委員，神野善一委員，倉田千恵子委員，清水光男委員，富木昭光委員，西田登喜子委員，山腰茂広委員，山本真千子委員

（オブザーバー）

中垣内健治民事部総括裁判官

（事務担当者）

藤田事務局長，長谷川民事首席書記官，藤原刑事首席書記官，浦城総務課長，大場総務課課長補佐

4 意見交換のテーマ

(1) 裁判員制度について

(2) 被害者参加制度について

5 進行

(1) 異動に伴う委員の紹介

(2) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(3) 次回の意見交換のテーマ

追って決定

(4) 次回開催期日

平成21年12月9日(水)午後1時30分～4時00分

(別紙) 意見交換における主な発言の要旨

(は委員長の発言・ は委員の発言・ は裁判所所属委員の発言・ はオブザーバー等の発言)

1 裁判員制度について

(1) 裁判員法廷及び音声認識システムの見学

裁判員法廷にて、法廷及び音声認識システムの説明を実施。委員に検察官役、弁護士役及び被告人役(男性1名、女性2名)として準備した原稿を読んでもらい、音声認識システムがどういった働きをするのかを確認した。

音声認識システムの認識率は8割とのことですが、訂正はしないのですか。

音声認識システムは、評議における記憶喚起のために使用することを想定していますので、8割程度の認識率でも支障がないと考えています。

方言を認識させるのは難しいと思いますが。

法廷で金沢弁が出ることは稀ですし、出てもシステムではひらがなで表示されますので、判別は可能であると考えています。

音声認識システムのためのカメラが設置されていますが、被告人を映すのはなぜですか。被告人は撮影されることを拒否できないのですか。

被告人が撮影を拒否することはできません。それは顔を隠して証言させて欲しいと言っていることと同じです。裁判官は被告人が言いよどんだ場合の表情等で心証を得る場合がありますので、撮影を拒否することは認められないのです。

(2) 評議において国民の意見を反映させる方策について

裁判所所属委員より、次のとおり評議の在り方に関してこれまで議論された事項が紹介された。

(ア) 評議の活性化のために、分かりやすい審理を行う。

(イ) 裁判員が裁判官の意見に引きずられることのない評議の運営を行う。

(ウ) 裁判員同士の意見交換や意思疎通の活発化を図ることを心掛ける。

(エ) 国民の目線から見て新たな量刑の枠組みの構築を目指す。

(オ) 法律用語を日常用語化する。法律的概念を、概念自体を変えずに日常用語で説明する。

国民の良識を反映させるには、評議が活性化されなければならず、そうするには、法廷で行われる審理が分かりやすいものでなければなりません。評議を行う上で裁判官は発言順番に気を遣い、量刑についても資料を示すなどの工夫をして、評議が活性化するよう努力することですが、その前提として、分かりやすい審理の実現を両当事者にお願いしているところです。

検察官としては、裁判員に対し、事件の本質が何かを分かってもらうことが第一と考えています。争点、主張、証拠は何であるのかを検討することを出発点とし、いかに審理を進めるかといった点にウエイトを置いています。

評議については、裁判官が裁判員からどのくらい意見を引き出せるのかが重要ですが、それは裁判官にお任せすることとなります。

審理を分かりやすくすることは、法曹三者の責務であると思っています。今後もその努力は引き続き行っていく必要があります。

評議については、2年前に弁護士会で実験したところ、強引に誘導された場合は、意見を言いにくいとの結果が出ていますので、なるべく話しやすい雰囲気を作っていただきたいです。裁判官が最後に意見を述べるのは当然のことですが、裁判員の緊張をほぐし、自由に発言ができるようにしていただければと思います。

自由な発言を誘導するには、裁判員と裁判官との間に和やかな雰囲気が必要ですが、最後の評議までに双方が打ち解けられるかどうかは鍵であります。そのために、裁判官は裁判員と食事を一緒に取ったりするのですか。

選任手続期日は午前中に行われ、午後からは審理に入ります。裁判員裁判の初日は、裁判官との顔合わせの意味も含めて昼食会の実施を考えています。

裁判員裁判が行われている間は、裁判官はできるだけ休憩を取って、裁判員と雑談を交わしていただければと思います。また、評議は裁判員裁判の最終段階に行われますが、裁判員の方は疲れも出て甘いものが欲しくなると思

うのですが。

私の会社では、ミーティングを行う際には甘いものを準備します。甘いものがあると場が和みますので、評議の際には、菓子類など甘いものを用意しておくことも検討されてはどうか。

裁判員制度ができて、急に国民の責任として裁判に関わることになりました。裁判員となって人の刑を定めるには、裁判官に頼らざるを得ないと思います。また、裁判員の中には人に意見が言える人と言えない人がいると思いますが、どのような人でも意見が言える雰囲気が必要だと思います。裁判官には、和やかな雰囲気が醸し出されるよう常に考えていただきたいと思います。裁判員となる人は、我々地裁委員会の委員よりも裁判から遠いところにいます。そういう人のことを常に考えてください。

裁判員が意見を言えないという原因の一つとして、事案がよく分からないからということが挙げられると思いますが、これは両当事者の責任でありますし、このことについては研究も進んでいます。法律的な言葉は日常用語に置き換えられていますし、評議の場でも法律的問題については分かりやすく説明する予定です。評議が始まるまではいろいろ心配される方もいらっしゃるかと思いますが、始まってから、「どうでしょうか。」と意見を尋ねられた時に、意見が言えないことは少ないのではないかと思います。

裁判員と裁判官が議論する場合、知識の差によって引きずられるのではないかという懸念はあります。また、裁判員が量刑判断に加わったことで、被告人の関係者から逆恨みされるのではないかという思いもあります。

裁判においては、残された痕跡や証拠からどのような事実があったのかを認定することになります。事実を認定することに関して言えば、一般市民と裁判官との差はそれほど大きなものではありません。前提問題となる法律の解釈については、裁判官が行います。

報復に関しては、事前に察知することが難しいのですが、何かを察知されたときは、警察又は裁判所に御相談いただければ取り得る措置を検討します。

事実認定では特別なことを要求しているわけではありません。裁判員各自のこれまでの経験等を踏まえて判断していただければと思います。

裁判官の誘導はいけないと言いますが、一般の人が裁判員として裁判に参加したときは、裁判官からの解説がなければ判断できないと思います。実務や法律の知識がなければ、判断することは困難であると思います。

公判前整理手続とは、当該事件において判断しなければならない争点を明らかにする手続です。また、その争点を明らかにする証拠が何であるのかを決める手続でもあります。何が問題で、どの点を判断しなければならないのかを裁判官が裁判員に説明することは誘導には当たらないと考えています。

量刑については、決まった基準がありませんので、被告人にどのような事情があったのか、刑を軽くする事情や重くする事情を十分に理解して、裁判員の方々に判断していただければよいと思います。その上で、これまで裁判官のみで判断してきた結果がどういったものであるかを、グラフのようなもので提示していく予定です。そういった資料を見て、更に自分自身の考えはどうかを考えた上で、判断していただければ良いわけです。

量刑検索システムというものがありますが、これは弁護士会や検察庁も利用することができます。

裁判とは神聖犯すべからずのものと教え込まれたことから、私は裁判員制度には大反対でした。地裁委員会の委員となって裁判員制度について勉強させていただいたので、その考えは変えなければいけないと思いつつも、教え込まれたことに逆らえないのが現状です。司法は、畏敬の念で眺めて、近寄れるものではないのですが、裁判所の努力で、国民が裁判員制度に興味を持ち、知ろうとしていますので、力を合わせて民主的な裁判を実現してほしいと思います。

行政や立法については、国民の意思が反映される仕組みとなっています。司法については、最高裁判所の判事であれば国民審査を受けることになっていますが、一般の裁判官は直接には国民の信託を受けていないわけです。国

民が裁判官が下した判決を遵守する根拠としては、裁判官は任官するために厳格な資格要件を備えていること、国民が作った法律に従って判断していること、厳格な職業倫理によって判断を行っていることが挙げられると思います。

刑事裁判は、司法権の権力作用で最も重要な手続のひとつです。その中でも、重大な事件を国民とともに判断することで、国民が司法権の基盤を担うことにつながり、民主的な国家形態の基盤が確立されることになるわけです。

裁判員制度自体は、司法の民主化としては不徹底だとの意見もあり、妥協の産物であるとの見方もありますが、司法が国民の意見の中に軸足を置いて作られたという点で画期的な制度であります。先進国の中で、韓国と日本だけがそのような制度を持っていませんでしたが、韓国は昨年、日本は今年の5月21日からようやく制度がスタートしました。どうか、長い目で見て御理解いただけたらと思います。

病院ではインフォームド・コンセントを得る際に、患者は医者に質問をしません。患者と医者はプロとアマの関係であるため、まともに向き合ったら話はできません。裁判員6名が互いに話ができ、裁判官と疎外感がなくなれば良いと思いますが、そのためには言葉が非常に重要だと思います。私は当初、「法曹三者」といった言葉ですら、「ほうそう」というのはテレビ局のことかと思っていました。裁判官と裁判員が同じ理解度で話を進めるためには、同じ言葉を用いることは大切だと思います。

以前、裁判員制度のフォーラムにパネラーとして出席したことがあります。その時も、法の世界と一般社会の段差は大きいと不安であることと、法廷用語は分かりやすくしてもらいたいという2つのことが話題となりました。これは、大切なことですから、ぜひ解決していただきたいと思います。

また、裁判員裁判が行われた後、経験した方々の意見を聞く機会があったらよいと思います。

従前の専門家集団は、一般の人には分からない言葉を使用する風潮があり

ました。しかし、今はそういう時代ではありません。専門的な分野であればあるほど説明責任を果たすべきでありますし、裁判員制度こそそうあるべきではないかと思えます。

私は、裁判員制度については、量刑のことが心配だったのですが、量刑検索システムというものがあることも分かりましたし、過去の事例などの解説をしていただけるとのことですので、安心しました。言葉の難解さについては、かなり研究が進められていると思われませんが、後日、裁判員経験者に対し、自分の思いを評議の場で言うことができたかどうかについて後追い調査を実施し、更にどうすべきかを検討されたらよいと思えます。アンケートは、その場で実施しても回答してくれない場合がありますが、数日後に同じことを尋ねると、沢山のことを答えてもらえて有効だと思えます。また、評議の司会も裁判長ではなく、他の裁判官がされた方がよいのではないかとも思えます。

裁判員経験者には、アンケートをお願いして意見を述べてもらうこととなっています。アンケートはその場で記載してもらってもいいですし、後日郵送でも構わないことになっています。

裁判員制度は最初からすべてが順調にはいかないかもしれません。何かしらの不満も出てくるかもしれません。そのような不満をきっちり受け止めて、改善を行っていくことが、制度定着の鍵であると思っております。

2 被害者参加制度について

検察庁所属委員より、「犯罪被害者の方々へ」と題したリーフレット（検察庁作成）を利用して、被害者参加制度の概要説明が行われた。また、裁判所所属委員よりその利用状況の説明が行われた。